

山口県ドライブガイドブック 制作業務委託仕様書

1 業務の目的

主要観光地が広域に点在する本県において、レンタカーによる広域観光周遊を促すツールを作成し、旅行需要を喚起することでレンタカー事業者及び観光事業者に寄与することを目的とする。

2 業務の名称

「山口県ドライブガイドブック」制作業務委託

3 業務の内容

ドライブガイドブックのデザイン、レイアウト、編集、制作、印刷及び発送業務

4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

5 予算限度額

4,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 ドライブガイドブックの概要

- (1) 規格 A4版 マットコート70kg フルカラー 計24ページ
- (2) 発行部数 30,000部以上（最低部数30,000部）
- (3) 設置場所 レンタカー店舗・観光案内所・観光施設など

7 ドライブガイドブックの構成等

(1) 構成

- ①ドライブを軸に本県の魅力ある観光地を紹介し、閲読者がレンタカーでの県内観光周遊をイメージすることで旅行動機につなげ、本県広域周遊の促進及び県内消費単価の向上に資する内容とすること。
 - ・使用する写真については、(一社)山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）で所有するものの他、自社所有のものを使用や撮影を行う等、著作権上、問題のないものを使用すること。また、権利者の承諾が必要な写真を使用する場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- ②利用者の利便性を高める以下の措置を誌面に講じること
 - ・マップコードの記載
 - ・QRコードの活用
 - ネット情報のリンクなど、QRコードを活用した利便性を高める措置を提案すること。
 - ・その他、利用者の利便性を高める措置
- ③写真、イラスト、キャラクター、コピー、文字等の指定はしない。
- ④表紙は、ドライブ周遊をしたくなるインパクトのあるデザインとし、ドライブマップと一目見てわかる内容とすること。

(2) 掲載必須事項

- ①全県マップ及び目次
- ②モデルコース

発地（レンタカー店舗）を起点とした以下のモデルコースを掲載し、県内 19 市町を取り上げる。

- ・新山口駅を起点とし、宿泊を想定した広域観光周遊コース
- ・山口宇部空港を起点とし、宿泊を想定した広域観光周遊コース
- ・下関駅、新下関駅、北九州空港のいずれかを起点とし、宿泊を想定した広域観光周遊コース
- ・岩国駅、新岩国駅、岩国錦帯橋空港のいずれかを起点とし、宿泊を想定した広域観光周遊コース
- ・柳井港を起点とした県東部を巡る日帰りコース
- ・徳山港を起点とした県東部や県中部を巡る日帰りコース

③道の駅情報

- ・道の駅は県内全 24 駅全て紹介すること。
- ・掲載に必要な場合は、別途取材すること

④レンタカー情報（主に駅及び空港周辺）

⑤その他

- ・問合せ先（県関係、市町観光担当課、観光協会、観光案内所、旅館組合等）
- ・（一社）山口県観光連盟ホームページの紹介
- ・山口県へのアクセス（JR、空路、航路等）

※①～⑤の構成・掲載順は自由とする。

(3) モデルコースに係る留意事項

- ・観光スポットだけでなく、魅力的なコンテンツ（食や温泉など）を紹介すること。
- ・車による移動ならではの各コースの特徴や魅力のある内容とすること。また、車窓からの景色を掲載するなどにより、特徴や魅力が伝わるようにすること。
- ・設定した発地からのコースが魅力的かつ現実的であること。
- ・標準的な移動時間を記載すること。
- ・移動時間等を考慮した現実的なコースとすること。

8 編集に付随する業務

- (1) 掲載記事一覧表を作成し掲載・校正状況等を管理すること
- (2) 市町への校正依頼に係る資料の作成（市町ごとの校正資料作成等）

9 成果品の納入

- (1) 納品期限：令和 7 年 1 月 1 5 日（水）
- (2) 納品場所：（一社）山口県観光連盟が指定する場所
- (3) 発送業務：観光連盟への納品の他、観光連盟が指定する関係機関等（県内 1 5 0 箇所程度、2 0 0 部ずつの発送を予定）へ発送することとし、発送にかかる費用を見積に含めること。
- (4) 納品形態：5 0 部ずつクラフト紙で包装し、5 0 部×2 の 1 0 0 部ごとにダンボールに梱包することとする。また、段ボールごとに当方が用意する指定の送付状を同封すること。

(5) 成果品

- ① 「山口県ドライブガイドブック」：計 30, 000 部

② ①に係る HP 掲載用 PDF データ及び表紙 JPEG データ

③ ①②に係る全データ（関連データを含む）を保存した記憶媒体（DVD-R等）：2部

10 留意事項

- (1) (一社) 山口県観光連盟と十分連携して業務を実施すること。
- (2) この仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、(一社) 山口県観光連盟との協議により決定するものとする。
- (3) 本業務に係る成果品及び著作権は全て、(一社) 山口県観光連盟に属するものとする。
- (4) (一社) 山口県観光連盟は、成果品の二次使用にあたり何らの制限を受けないこととする。
- (5) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は、委託料に含むものとする。